

# 岐阜県林業・木材産業改善資金貸付要領

(昭和51年10月15日 経普第 465号)

最終改正 (令和3年 3月26日 県流第 834号)

## 第1 通則

林業・木材産業改善資金の貸し付けについては、岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岐阜県規則第98号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 林業・木材産業改善資金の具体的内容に関し必要な留意事項

林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）の定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金（以下単に「林業・木材産業改善資金」という。）の具体的内容に関し必要な留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 規則第3条第6項第5号又は第6号の措置を実施するのに必要な資金は、法第2条第1項第1号に定める施設の改良、造成又は取得に必要な資金のみが対象となること。
- (2) 法第1条第1項第3号に定める立木の取得に必要な資金は、立木の取得そのものが林業・木材産業改善措置として実施される場合の立木の取得に必要な資金であり、高能率の林業機械や加工機械の導入に伴い必要となる立木の取得費用のようなものは含まれないこと。
- (3) 法第2条第1項第4号の規定に基づき農林水産大臣が指定する資金を指定する件（平成15年農林水産省告示第902号）第9号に定める資金は、林業・木材産業改善措置の導入に係る初度的経費に充てるのに必要なものに限られること。
- (4) 本資金の対象として、土地及び建物（林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として導入する休憩施設、きのこの栽培舎その他林業・木材産業改善措置の実施に必要不可欠なものを除く。）の取得費用は含まれないこと。

## 第3 林業・木材産業貸付資格認定申請の手続き

### 1 林業・木材産業貸付資格認定申請書の提出先

林業・木材産業貸付資格認定申請書（以下「貸付資格認定申請書」という。）を規則第3条第2項に掲げる機関を経由してする場合の提出先は、原則として次のとおりとする。ただし、社団法人岐阜県森林公社（以下「県森林公社」という。）、社団法人木曾三川水源造成公社（以下「三川公社」という。）、岐阜県森林組合連合会（以下「県森連」という。）又は岐阜県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）が申請者である場合には、直接知事に提出するものとする。

- (1) 認定申請者が市町村、財産区、地方公共団体の一部事務組合である場合にあつては、認定申請者の住所地を管轄する農林事務所長
- (2) 認定申請者の住所地が事務委託機関（規則第27条の規定により貸付に係る事務の一部を委託した機関。以下同じ。）又は事務再委託機関（事務委託機関がその事務を再委託する機関。以下同じ。）の地区内に含まれ、かつ、当該申請に係る債権管理、償還金の収納等の事務が当該機関によって行われることが望まれる場合にあつ

ては、当該機関

- (3) (1) 又は (2) 以外の場合（申請者が森林組合又は木材協同組合である場合を含む。）にあっては、申請者の住所地を管轄する市町村長

## 2 貸付資格認定申請書の提出部数

- (1) 貸付資格認定申請書の提出部数は、知事に直接提出する場合にあっては1部、1の(1)の場合にあっては2部、1の(2)の場合にあっては4部、1の(3)の場合にあっては3部とし、正本のほかは正本の写しとすることができるものとする。
- (2) 貸付資格認定申請書は、知事が正本を、農林事務所長、市町村長、事務委託機関及び事務再委託機関が副本をそれぞれ1部ずつ保管するものとする。

## 3 添付書類

貸付資格認定申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 経営の開始に係る資金にあっては、所要経費の積算内訳（別記第1号様式）。
- (2) 機械、器具等既製物品の購入、施設の設置を対象とするもの、又は請負等により事業を実施するものにあつては、これらの見積書、設計図（平面図、立面図等）、カタログ、位置図（事業実施場所）。
- (3) 認定申請者が法人（法人格のない団体を含む。）の場合  
認定申請者が、県森林公社、三川公社、県森連、県木連、森林組合、生産森林組合にあっては、借入れに関する役員会の議事録の写しとし、その他にあっては、次のとおりとする。
- ア 借入れに関する役員会の議事録の写し
- イ 法人にあっては、法人登記簿謄本。法人格のない団体にあっては、定款（規約）
- ウ 法人にあっては、過去3カ年間の貸借対照表及び損益計算書とし、法人格のない団体にあっては、当該団体の全事業に係る過去3カ年間の事業実績書（ただし、新たに経営を開始する場合を除く。）
- (4) 認定申請者が市町村、財産区、地方公共団体の一部事務組合の場合
- ア 申請年度の議決年月日及び議長の奥書証明を記入した予算書の地方債に関する定め
- イ 補正予算で計上する場合は市町村長の確約書
- (5) 認定申請者が個人の場合
- ア 認定申請者の概要書（別記第2号様式）
- イ 認定申請者が未成年の場合は、民法（明治29年法律第89号）第4条の規定による法定代理人の同意書（別記第3号様式）
- ウ 個人である素材生産業者、種苗生産業者、木材産業者、造林業者にあっては、過去3年間の貸借対照表又は事業実績書（ただし、新たに経営を開始する場合を除く。）
- (6) その他知事が必要と認める書類

## 4 市町村長の意見書

規則第3条第4項に規定する市町村長が意見を述べる時の意見書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

## 5 農林事務所長の意見書

規則第3条第5項に規定する農林事務所長が提出する意見書の様式は、別記第5号様式のとおりとし、正本1部を第4の2に定める提出期限より14日以内に知事に送付するものとする。

## 6 貸付資格の認定に関し必要な留意事項

規則第3条第6項に規定する貸付資格の認定に関し必要な留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該認定に係る林業・木材産業改善資金の貸付けが、効率的かつ安定的な林業経営の育成と木材産業の構造改革の推進に資するものとなるよう、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第2条の2第1項の規定に基づき知事が定める林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想、岐阜県森林づくり基本条例（平成18年岐阜県条例第25号）第12条に基づく森林づくりについての基本的な計画の内容に即したものであること。
- (2) 当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業（以下「事業」という。）が、事業の効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、林業・木材産業改善資金の貸付け後3カ月以内（3カ月以内に完了することが困難なもの（森林施業の継続した実施、研修等）については、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業完了までの期間以内）に完了すると見込まれるものであること。
- (3) 当該認定に係る林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金以外の資金についても、その調達及び償還の確実性が十分見込まれるものであること。
- (4) 認定申請に係る事業内容が次に該当するものでないこと。
  - ア 国庫補助金が支出されて実施中の事業、又は実施されることが明らかとなっている事業
  - イ 日本政策金融公庫資金により実施中の事業、又は実施されることが明らかとなっている事業
  - ウ 事業費が当該地域の実情に応じた平均的な単価、歩掛等で積算されていると認められない事業

## 7 貸付資格認定書の交付

規則第3条第7項に規定する林業・木材産業改善資金貸付資格認定書を申請者に交付した場合は、その旨を農林事務所、市町村並びに事務委託機関及び事務再委託機関（以下「委託事務処理機関」という。）に通知するものとする。また、貸付資格認定しない旨の決定を申請者に通知した場合は、その旨を農林事務所、市町村及び貸付資格認定申請書が経由した事務委託機関又は事務再委託機関に通知するものとする。

## 第4 貸付申請手続き等（直貸貸付け）

### 1 貸付申請書等の提出

県が行う法第3条第1項の貸付け（以下「直貸貸付け」という。）に係る林業・木材産業改善資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）の提出については、第3

の1及び2に準じて行うものとする。

## 2 貸付申請書の提出期限及び貸付金の貸付決定期日

貸付申請書の提出期限は、毎月の初日とし、貸付金の貸付決定期日は、毎月の末日とする。ただし、貸付申請書の提出期限が県の休日にあたる時は、その翌日をもってその期日とし、貸付金の貸付決定期日が県の休日にあたる時は、その前日をもってその期日とする。

## 3 添付書類

貸付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 保証人の償還能力が把握できる書類（個人保証人にあつては、源泉徴収票、確定申告書、固定資産税課税通知書等の写し。法人保証人にあつては、連帯保証に関する役員会の議事録の写し、法人登記簿謄本、過去3カ年間の貸借対照表及び損益計算書（起業後3年以内の法人については、過去に作成したすべての貸借対照表及び損益計算書）。ただし、申請額が100万円以下の場合を除く。）
- (2) 公証人が保証人から直接保証意思を確認した書類（貸付契約の締結日前1か月以内に作成された保証意思宣明公正証書の写し。ただし、保証人が、直貸申請者が法人である場合の理事、取締役、執行役、総株主の議決権の過半数を有する者等や直貸申請者が個人である場合の共同事業者又は直貸申請者が行う事業に現に従事している直貸申請者の配偶者の場合を除く。）

## 第5 担保

規則第6条に規定する担保は、次のすべての基準に適合するものとする。

- (1) 直貸貸付けの申請者（以下「直貸申請者」という。）が提供する担保物件は、原則として不動産（土地、建物）であること。
- (2) 直貸申請者が、原則として第1順位の抵当権設定登記を、抵当権設定約定書（別記第6号様式）により契約締結後、遅滞なく行うことが確実と見込まれるものであること。
- (3) 担保評価額が貸付申請額を上回るものであること。担保評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。

## 第6 保証人

- 1 規則第6条第4項の知事が別に定める保証人の数は、次のとおりとする。なお、貸付金額が100万円を超える場合には、個人保証人が2人以上含まなければならない。ただし、直貸申請者が市町村、財産区、地方公共団体の一部事務組合、県森林公社及び三川公社の場合にあつては保証人を必要としない。

- (1) 貸付金額が100万円以下のとき1人以上
- (2) 貸付金額が100万円を超え500万円以下のとき2人以上
- (3) 貸付金額が500万円を超え3000万円以下のとき3人以上
- (4) 貸付金額が3000万円を超えるととき4人以上
- (5) 当該申請者が法人であつて、貸付金額が1000万円を超え、かつ直近の貸借対照表を基に計算した当該申請資金貸付後の自己資本比率が10%以下となるときには、上記(1)から(4)に関わらず5人以上

- 2 保証人は、本資金の相保証人となることができない。
- 3 保証人は、償還能力を有する個人又は法人とし、次のとおりとする。
  - (1) 直貸申請者が法人（法人格のない団体を含む。）の場合には、当該法人の代表者（代表者が複数いる場合には1名以上）を含めるほか、当該法人の代表者と生計一にする親族以外で国内に居住する個人又は当該法人の代表者（代表者が複数いる場合には、個人で連帯保証人となった代表者）、当該法人の代表者（代表者が複数いる場合には、個人で連帯保証人となった代表者）と生計を一にする親族、当該申請に係る個人保証人、当該申請に係る個人保証人と生計を一にする親族、当該申請にかかる他の法人保証人の代表者もしくは当該申請にかかる他の法人保証人の代表者と生計を一にする親族が代表者ではなく国内に本社を有する法人とする。
  - (2) 直貸申請者が個人の場合には、当該申請者と生計を一にする親族以外で国内に居住する個人又は当該申請者、当該申請者と生計を一にする親族、当該申請に係る個人保証人、当該申請に係る個人保証人と生計を一にする親族、当該申請にかかる他の法人保証人の代表者もしくは当該申請にかかる他の法人保証人の代表者と生計を一にする親族が代表者ではなく国内に本社を有する法人とする。
  - (3) 上記（1）、（2）において法人が保証人に加わる場合には、個人保証人の固定資産税評価額合計額が貸付金額の1/2以上でなければならない。
- 4 直貸申請者が未成年者の場合には、法定代理人を（父母が法定代理人の場合は、父母ともに）連帯債務者とする。この場合においても、規則第6条の規定により担保を提供し、又は連帯保証人を立てるものとする。
- 5 保証人が次に該当する場合は、直貸申請者に保証人の追加又は変更を求めるものとする。
  - (1) 第6の1から4の要件を満たしていない場合。
  - (2) 規則第22条に規定する期限前償還請求を受けて完済していない者、又はこれらの保証人であるとき。
  - (3) 資産証明書の固定資産税評価額に相続税財産評価基準（名古屋国税局）の評価倍率を乗じて得る時価評価額又は決算時における貸借対照表の純資産額と申請額との差を勘案して、著しく保証能力が欠如していると認められる者であるとき。
  - (4) 法人保証人が債務超過となったとき。

## 第7 直貸貸付けの決定

### 1 直貸貸付けの決定

規則第7条第1項の規定にする林業・木材産業改善資金貸付決定通知書を申請者に交付した場合及び直貸貸付けをしない旨の決定を申請者に通知した場合の通知については、第3の7に準じて行うものとする。

- 2 知事は、貸付けを行うことが相当と認めたときは、速やかに貸付けの決定を行うものとし、貸付金の額等の決定は次による。
  - (1) 貸付金の額は千円単位とし、千円未満は切捨てとする。
  - (2) 貸付金の償還期間及び据置期間は、規則に定められている期間を限度とし、貸付けの都度、直貸申請者の経営状況、貸付対象施設等の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し定める。

(3) 1回の償還金額は千円単位とし、端数は第1回償還に加算・調整する。

(4) 貸付金の最低限度額は1件10万円とする。

## 第8 借用証書の提出

規則第7条第2項に規定する林業・木材産業改善資金借用証書の提出は、直貸申請者の印鑑証明（連帯保証人分を含む。）を添えて行うものとする。この場合、委託事務処理機関を経由して行うものとし、委託事務処理機関がない場合は農林事務所を経由して行うものとする。

## 第9 貸付金の交付

- 1 知事は、貸付金の交付を委託事務処理機関を通じて、又は直接に行うものとする。
- 2 委託事務処理機関は、貸付金の交付に際して当該貸付金の全部又は一部を貸付けの目的以外に使用されることを防止するため特に必要がある場合以外には保留してはならない。

## 第10 事業の実施及び事業実施報告

### 1 事業の開始時期

事業の着工は、資金の交付を受けてから行うのを原則とし、やむを得ずそれより前に着工する場合においても規則第3条第7項に規定する林業・木材産業改善資金貸付資格認定書の交付を受けてから実施するものとする。

### 2 林業・木材産業改善措置に関する計画変更

(1) 知事は、借受者がやむを得ず林業・木材産業改善措置に関する計画を変更しようとする場合で、かつ、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、林業・木材産業改善措置に関する計画変更申請書（別記第7号様式）を提出させるものとし、それ以外の軽微な変更にあつては、事業実施報告によるものとする。

ア 林業・木材産業改善措置の目標数値を20%以上減ずる場合

イ 林業・木材産業改善措置の内容が機械・施設の導入にあつては、導入機械施設の品目、規格・能力を変更する場合

ウ 林業・木材産業改善措置の内容が森林施業の実施に係るものにあつては、作業種毎の面積、材積、延長をそれぞれ20%以上減ずる場合

エ 林業・木材産業改善措置の内容が権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得を行うものにあつては、伐採対象立木の材積の合計を20%以上減ずる場合

オ その他、林業・木材産業改善措置の内容を著しく変更する場合

(2) 林業・木材産業改善措置に関する計画変更申請書の提出は、第3の1及び2に準じて行うものとする。

(3) 知事は、林業・木材産業改善措置に関する計画変更を承認した場合には、林業・木材産業改善措置計画変更承認書（別記第8号様式）を借受者に交付するものとし、承認をしない旨の決定をした場合は、その旨を借受者に通知するものとする。また、農林事務所、市町村、事務委託機関及び事務再委託機関への通知については、第3の7に準じて行うものとする。

### 3 事業実施報告書の提出

(1) 規則第16条第1項に規定する林業・木材産業改善資金実施報告書（以下「事業実

施報告書」という。)には次の書類を添付するものとする。

ア 機械、器具等既製物品を購入し、又は施設を設置したものにあっては、これらの領収書、振込金受取書等の写し及び写真

イ 雇用、請負又は自家労働により事業を実施したものにあっては、これらの領収書、振込金受取書等又は出役簿の写し

ウ 作業路の開設・改良にあっては、作業路開設・改良実績書(別記第9号様式)

エ 車両の購入にあっては、車検証の写し

オ 事業着工日、事業完了日、資金の流れを証明する書類

(2) (1)による報告書の提出は、農林事務所を経由して行うものとする。

#### 4 事業完了の延期

事業着手後災害等やむを得ない事情により、所定の期間内に事業を完了することが困難な事態が生じた場合は、林業・木材産業改善資金事業完了延期願(別記第10号様式)により知事の承認を受けてこれを延長することができるものとする。

### 第11 事業の確認

#### 1 事業実施確認書等の作成

農林事務所長は、事業実施報告書の提出があったときは、速やかに事業の実施を確認し、林業・木材産業改善資金事業実施確認書(別記第11号様式)(以下「事業実施確認書」という。)を作成するとともに、事業実施報告書の4の「事業費等の確認」欄に確認証明を行い、事業実施報告書及び事業実施確認書を知事に提出するものとする。

#### 2 事業の着工

事業の着工は実際に工事等を行った日、すなわち、機械等の据付や搬入をした日とする。

#### 3 事業の完了

事業完了は事業費を全て支払った日とする。

### 第12 貸付資格認定の取消し

知事は、規則第17条第1項の規定により貸付資格認定を取り消した場合は、その旨を農林事務所、市町村及び委託事務処理機関に通知するものとする。

### 第13 償還方法の変更

1 規則第18条第1項の規定による林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書の提出は、委託事務処理機関を経由して、委託事務処理機関がない場合は農林事務所を経由して行うものとする。ただし、県森林公社、三川公社、県森連、県木連が借受者である場合は、直接、知事に提出するものとする。

2 知事は、規則第18条第2項の規定により償還方法の変更を認めたとき又は承認しない旨の決定をしたときは、その旨を委託事務処理機関及び農林事務所に通知するものとする。

### 第14 繰上償還

直貸貸付けにおける規則第21条の規定による林業・木材産業改善資金の繰上償還通知書の提出は、委託事務処理機関がある場合は当該委託事務処理機関及び農林事務所を経由して、委託事務処理機関がない場合は農林事務所を経由して行うものとする。

ただし、県森林公社、三川公社、県森連、県木連が借受者である場合は、直接、知事に提出するものとする。

#### 第15 期限前償還

知事は、規則第22条の規定による期限前償還を請求するときは、期限前償還通知書（別記第12号様式）により請求するものとする。なお、請求した場合は、その旨を農林事務所に通知することとし、直貸貸付けの場合において委託事務処理機関がある場合は、当該委託事務処理機関に通知するものとする。

#### 第16 支払猶予の申請

- 1 支払いを猶予するやむをえない理由は、借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病、負傷又は天災（暴風雨、豪雨、地震、降雪、低温、降霜及び降雹）、火災、盗難若しくは国が指定するその他の災害とする。
- 2 天災及び国が指定するその他の災害について市町村長に、火災について消防署長又は市町村長に、盗難について警察署長に、又は死亡、疾病、負傷について医師若しくは市町村長に、申請の事由に係る証明書の交付を求めようとするときは、証明願書（別記第13号様式）によるものとする。
- 3 規則第24条の規定による林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の提出は、委託事務処理機関がある場合は、委託事務処理機関及び農林事務所を経由して、委託事務処理機関がない場合は農林事務所を経由して行うものとする。ただし、県森林公社、三川公社、県森連、県木連が借受者である場合は、直接、知事に提出するものとする。

#### 第17 資金の管理

- 1 貸付・償還台帳の整備
  - (1) 知事は、貸付けのつど林業・木材産業改善資金貸付台帳を作成するとともに、貸付金償還台帳（別記第14号様式）を貸付申請書が経由した農林事務所又は融資機関に送付し、農林事務所及び融資機関はこれを管理するものとする。
  - (2) 知事は、償還のあったつど林業・木材産業改善資金貸付台帳を整理するとともに、林業・木材産業改善資金償還済通知書（別記第15号様式）を（1）により台帳を送付した機関に送付し、当該機関はこれにより貸付金償還台帳の該当償還KEYの償還回数の行を赤線抹消する等整理するものとする。
- 2 事務再委託機関の指導・監督及び償還の督促
  - (1) 農林事務所長は、貸付、償還事務及び債権保全上の事務について事務再委託機関を指導・監督するものとする。
  - (2) 知事は、納期限を経て償還のない借受者に対し、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第13号）第33条に基づき、督促状を納期限後20日以内に送付するものとする。

#### 第18 その他

- 1 貸付事業の確認調査及び結果の報告  
農林事務所長は、林業・木材産業改善資金制度の適正な運営を図るために、毎年8月31日までに前年度末に貸付残高のある貸付事業について調査を行い、林業・木材産業改善資金貸付確認調査結果報告書（別記第16号様式）と林業・木材産業改善資金貸付確認調査結果票（別記第17号様式）によりその結果を知事に報告するものとする。



## 2 預貯金口座の開設

借受者は、本資金の貸付金の受領及び償還金の償還のための口座を融資機関、委託事務処理機関又は県に届け出るものとする。この場合において、融資機関及び委託事務処理機関は、原則として借受者に林業・木材産業改善資金専用の口座を開設させるものとする。

## 3 資金の支払い

借受者は原則として本資金の借受口座より事業費の全額を支払うものとする。

## 4 貸付機械等の管理

本資金によって購入した機械及び完成した施設等は、貸付金を全額償還し終わるまでの間、知事の承諾なしに他に譲渡し又は担保に供し、あるいはその現状を変更する等の処分をしてはならない。

ただし、事故等により処分する事態となったときは、林業・木材産業改善資金機械・施設等処分届（別記第18号様式）を知事に提出するものとし、知事は貸付目的からこれが不適切と認められるときは、期限前償還を行わせるものとする。

## 5 他の法令の遵守

借受者は、林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業実施に当たっては、林業・木材産業改善資金助成法以外の法令（例えば森林法、中小企業等協同組合法、電波法等）の適用の有無について検討し、必要な手続きをするものとする。

## 6 林業普及指導組織及び林業普及指導活動との連携

### （1）林業普及活動と貸付事業

林業・木材産業改善資金の貸付事業は、一面、普及指導活動の経済的裏付けとなることを期しているものであるから、林業普及指導組織は特に次の点に留意して貸付事業をその普及指導活動の中に意欲的に取り組むものとする。

#### ア 林業普及指導職員の指導

林業普及指導職員は、借受者に対し、貸付前のみならず貸付後の事業実行及びその後の事業活動について指導援助を積極的に行うものとする。

#### イ 貸付決定等への参画

農林事務所における林業・木材産業改善資金の需要見通し等に関する計画の作成、貸付申請書等の審査等、県における貸付決定等にあたっては、林業普及指導組織は、普及指導の立場から積極的に参画するものとする。

### （2）関係機関等に対する啓蒙指導

林業普及指導組織、市町村、森林組合、その他関係機関が緊密に協力して本制度を運用すべく、林業普及指導組織は、関係機関等に対する啓蒙指導には一層の努力を払うとともに、林業・木材産業従事者等には講習会、現地指導等現地の実態に即した方法により制度の趣旨及び内容の普及徹底等の措置を講ずるものとする。

附則（平成15年7月1日林第542号 全部改正）

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附則（平成16年6月11日林第234号）

この要領は、平成15年6月11日から施行する。

附則（平成18年4月12日県流第39号）

この要領は、平成18年4月12日から施行する。

附則（平成23年2月18日県流第840号）

この要領は、平成23年2月18日から施行する。

附則（平成27年5月14日県流第104号）

この要領は、平成27年5月14日から施行する。

附則（令和2年3月25日県流第745号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和2年5月8日県流第70号）

この要領は、令和2年5月8日から施行する。

附則（令和3年3月26日県流第834号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。